

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	公営住宅等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三次市は、公営住宅等に関する事務における個人情報の取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本業務では、特定個人情報に限らず、個人情報全般について、業務フローに基づき、リスクの分析と対策を明確にしたうえで、業務を行っている。

評価実施機関名

広島県三次市

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅等に関する事務
②事務の概要	三次市は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第15条、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第29条及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第6条の規定により、公営住宅等の管理を適正かつ合理的に行うため、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ① 入居者(同居者を含む。)における各種申請や届出に関する事務 ② 入居決定及び家賃(住宅使用料)算定に関する事務 ③ 家賃(住宅使用料)等の賦課・徴収に関する事務
③システムの名称	1. 公営住宅システム 2. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)同居者情報ファイル (2)保証人情報ファイル (3)承継者情報ファイル (4)宛名ファイル (5)宛名履歴ファイル (6)口座管理ファイル (7)口座振替ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表 第27項, 第52項, 第93項, 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第18条, 第26条, 第46条の3 ・三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第1第5項, 第6項, 第8項, 第11項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁, 総務省令第9号) ・(情報提供の根拠)第2条 なし(公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) ・(情報照会の根拠)第2条 第53項, 第76項, 第124項, 第55条, 第78条, 第126条 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第2第21項, 第22項, 第24項, 第27項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 財産管理課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部総務課(行政係) 電話:0824-62-6153
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部財産管理課(住宅・財産活用係) 電話:0824-62-6161
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。
9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月28日	I-5-①	建設部 建築住宅課	財務部 財産管理課	事前	
平成27年4月28日	I-8	建設部建築住宅課(住宅営繕係)	財務部財産管理課(住宅管財係)	事前	
平成27年4月28日	表紙-公表日	平成27年3月25日	平成27年4月28日	事前	
平成27年4月28日	I-5-②	坂井 泰司	中原 真一	事前	
平成28年4月28日	I-5-②	中原 真一	稲倉 孝士	事後	
平成28年5月13日	II-1	平成27年1月5日	平成28年1月5日	事後	
平成28年5月13日	II-2	平成27年1月5日	平成28年1月5日	事後	
平成28年5月31日	表紙-公表日	平成27年4月28日	平成28年5月31日	事後	
平成29年1月4日	I-1-②	三次市は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第15条及び住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第29条の規定により、公営住宅等の管理を適正かつ合理的に行うため、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。	三次市は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第15条、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第29条及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第6条の規定により、公営住宅等の管理を適正かつ合理的に行うため、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。	事後	
平成29年1月4日	I-3	・第9条第1項 別表第1 第19項 ・第9条第1項 別表第1 第35項	・第9条第1項 別表第1 第19項, 第35項, 第61の2項, ・三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第1第5項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月4日	I-4-②	(別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」あるいは「住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの) (31, 54の項)	(別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの(31, 54, 85の2の項) ・三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第2第21項	事後	
平成29年1月4日	II-1	平成28年1月5日	平成28年12月1日	事後	
平成28年1月4日	II-2	平成28年1月5日	平成28年12月1日	事後	
平成29年1月4日	表紙-公表日	平成28年5月31日	平成29年1月4日	事後	
平成29年1月5日	I-5-②	稲倉 孝士	豊島 弘昭	事後	
平成29年5月1日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第1 第19項, 第35項, 第61の2項, ・三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第1第5項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第1 第19項, 第35項, 第61の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第18条, 第26条, 第46条の3 ・三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第1第5項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月1日	I-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <p>・第9条第1項 別表第1 第19項, 第35項, 第61の2項,</p> <p>・三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第1第5項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>:なし</p> <p>(公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>第19条第7号 別表第2</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>:第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)</p> <p>(31, 54, 85の2の項)</p> <p>・三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第2第21項</p>	事前	
平成29年5月31日	表紙-公表日	平成29年1月4日	平成29年6月20日	事後	
平成29年12月25日	表紙-公表日	平成29年6月20日	平成29年12月25日	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月25日	I-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第1 第19項, 第35項, 第61の2項 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第18条, 第26条, 第46条の3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第1第5項 	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第1 第19項, 第35項, 第61の2項, 第9条第2項 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第18条, 第26条, 第46条の3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第1第5項, 第6項, 第7項, 第8項, 第11項 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月25日	I-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) (別表第2における情報提供の根拠) :なし (公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの) (31, 54, 85の2の項) ・三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第2第21項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) (別表第2における情報提供の根拠) :なし(公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの(31, 54, 85の2の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第22条, 第28条, 第43条の4 ・三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第2第21項, 第22項, 第23項, 第24項, 第27項</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月23日	I-5-②	豊島 弘昭	課長	事後	
平成30年10月23日	表紙-公表日	平成29年6月20日	平成30年10月23日	事後	
平成30年10月23日	II-1	平成29年12月20日	平成30年6月29日	事後	
平成30年10月23日	II-2	平成29年12月20日	平成30年6月29日	事後	
令和1年6月28日	表紙-公表日	平成30年10月23日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I-7	総務部総務課(行政係)	総務企画部総務課(行政係)	事後	
令和1年6月28日	II-1	平成30年6月29日時点	令和1年6月24日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2	平成30年6月29日時点	令和1年6月24日時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	IV-2		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-3		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-4		[○]委託しない	事後	
令和1年6月28日	IV-5		[○]提供・移転しない	事後	
令和1年6月28日	IV-6		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-7		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-8		[○]自己点検	事後	
令和1年6月28日	IV-9		十分に行っている	事後	
令和2年7月9日	表紙-公表日	令和1年6月28日	令和2年7月9日	事後	
令和2年7月9日	I-5	総務企画部財産管理課	総務部財産管理課	事後	
令和2年7月9日	I-7	総務企画部総務課(行政係)	総務部総務課(行政係)	事後	
令和2年7月9日	II-1	令和1年6月24日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和2年7月9日	II-2	令和1年6月24日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和3年7月2日	表紙-公表日	令和2年7月9日	令和3年7月2日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月2日	I-8	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部財産管理課(住宅管財係) 電話:0824-62-6161	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部財産管理課(住宅・財産活用係) 電話:0824-62-6161	事後	
令和3年7月2日	II-1	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	
令和3年7月2日	II-2	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	
令和3年7月2日	IV-4	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和3年7月2日	IV-4		十分である	事後	
令和3年12月22日	表紙-公表日	令和3年7月2日	令和3年12月22日	事後	
令和3年12月22日	I-4-②	第19条第7号 別表第2	第19条第8号 別表第2	事後	
令和4年7月5日	表紙-公表日	令和3年12月22日	令和4年7月5日	事後	
令和4年7月5日	II-1	令和3年5月31日時点	令和4年6月30日時点	事後	
令和4年7月5日	II-2	令和3年5月31日時点	令和4年6月30日時点	事後	
令和5年9月1日	表紙-公表日	令和4年7月5日	令和5年9月1日	事後	
令和5年9月1日	I-3	・三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第1第5項, 第6項, 第7項, 第8項, 第11項	・三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第1第5項, 第6項, 第8項, 第11項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	I-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) (別表第2における情報提供の根拠) :なし(公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの(31, 54, 85の2の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第22条, 第28条, 第43条の4 ・三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第2第21項, 第22項, 第23項, 第24項, 第27項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第19条第8号 別表第2(情報提供の根拠) なし(公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) ・第19条第8号 別表第2第31項, 第54項, 第85の2項(情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第22条, 第28条, 第43条の4 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第2第21項, 第22項, 第24項, 第27項</p>	事後	
令和5年9月1日	II-1	令和4年6月30日時点	令和5年8月31日時点	事後	
令和5年9月1日	II-2	令和4年6月30日時点	令和5年8月31日時点	事後	
令和6年12月1日	表紙-公表日	令和5年9月1日	令和7年1月24日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	I - 3	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <p>・第9条第1項 別表第1 第19項, 第35項, 第61の2項, 第9条第2項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第18条, 第26条, 第46条の3</p> <p>・三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第1第5項, 第6項, 第8項, 第11項</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表 第27項, 第52項, 第93項, 第9条第2項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第五号)第18条, 第26条, 第46条の3</p> <p>・三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第1第5項, 第6項, 第8項, 第11項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	I-4	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <p>・第19条第8号 別表第2(情報提供の根拠)なし(公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>・第19条第8号 別表第2第31項, 第54項, 第85の2項(情報照会の根拠)</p> <p>第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第22条, 第28条, 第43条の4</p> <p>三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第2第21項, 第22項, 第24項, 第27項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁, 総務省令第9号)</p> <p>・(情報提供の根拠)第2条 なし(公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>・(情報照会の根拠)第2条 第53項, 第76項, 第124項, 第55条, 第78条, 第126条</p> <p>三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条関係別表第2第21項, 第22項, 第24項, 第27項</p>	事後	
令和6年12月1日	II-1	令和5年8月31日時点	令和6年10月31日時点	事後	
令和6年12月1日	II-2	令和5年8月31日時点	令和6年10月31日時点	事後	
令和6年12月1日	IV-6	<p>(目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か)</p> <p>十分である</p> <p>(不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か)</p> <p>十分である</p>	<p>(目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か)</p> <p>十分である</p> <p>(不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か)</p> <p>接続しない(提供)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	IV-8	監査 実施の有無[○]自己点検	人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か[十分である] (判断の根拠)住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	事後	
令和6年12月1日	IV-9	従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている]	監査 実施の有無[○]自己点検	事後	様式改正による
令和6年12月1日	IV-10		従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている]	事後	様式改正による
令和6年12月1日	IV-11		最も優先度が高いと考えられる対策 [1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] 当該対策は十分か【再掲】 [十分である] 判断根拠 市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	